

## 平成 23 年度京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会における協議状況

京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会（以下「協議会」という。）は、第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画（平成 23 年 3 月策定。以下「3 次計画」という。）を推進することを目的として、平成 23 年 8 月 10 日に設置されたものである。

平成 23 年度は 3 回会議を開催しており、その概要については以下のとおりである。なお、各会議の配付資料及び議事録は、市のホームページに掲載している。

[http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-8-0-0-0\\_13.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-8-0-0-0_13.html)

### 1 協議会の開催状況

- 第 1 回 平成 23 年 8 月 10 日（水）
- 第 2 回 平成 23 年 12 月 1 日（木）
- 第 3 回 平成 24 年 2 月 14 日（火）

### 2 協議内容

#### （1）施策全般

3 次計画には、産業廃棄物処理に係る具体的な施策として、排出事業者に対する施策（新規 2，充実 2，継続 4），処理業者に対する施策（新規 1，充実 1，継続 4）及び市民に対する施策（充実 2）の 16 項目が掲げられており、第 1 回会議で取組予定等について市から報告が行われた。

#### （2）個別施策

平成 23 年度は、主に以下のア～エの施策に関して協議を行った。

##### ア 啓発や環境教育の効果的な実施（市民に対する施策（充実））

###### （ア）施策概要

市民を対象とした産業廃棄物の処理やリサイクルに関する啓発の取組として、市と（社）京都府産業廃棄物協会との共催により、平成 12 年度から集客型のイベント「環境フォーラムきょうと」を、また平成 16 年度からは市独自で施設見学会（バスツアー）も実施している。

###### （イ）主な意見

- 処理施設だけでなく排出事業場も見学対象に含める試みは意義がある。
- 発信型から参加型へとイベントの内容を変えていく方がよい。
- 子どもを対象とした啓発は大切である。
- 学校教材における産廃処理の記述の状況を把握しておくべきである。

## イ 優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進 (処理業者に対する施策 (新規))

### (ア) 施策概要

廃棄物処理法の改正により、排出事業者が優良業者に産廃処理を委託しやすい環境を整備することを目的とした「優良産廃処理業者認定制度」が平成23年度から実施されている。

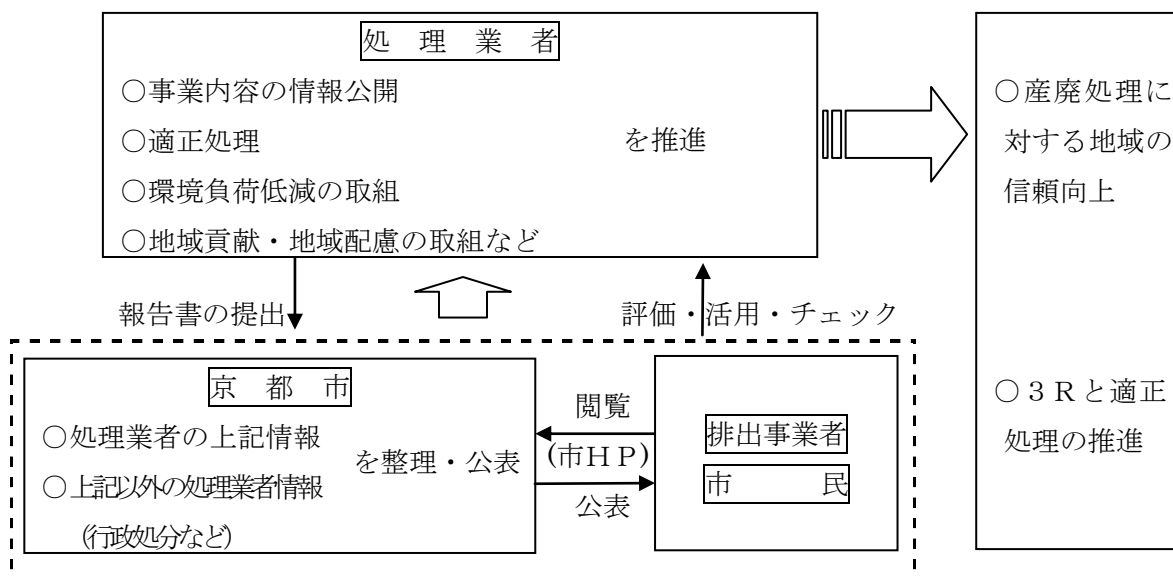
この認定基準を直ちに全て満たすことは容易ではないと考えられることから、3次計画では、優良認定を受けた処理業者以外についても、事業の内容に加え地域や環境に対する前向きな取組が評価されるよう、排出事業者や市民に対する情報の公開を進めることにより、優良な処理業者の育成を図っている。

### (イ) 主な意見

- 排出事業者が処理責任を果たすためには、処理コストだけでなく、処理業者の優良性に関する情報を考慮することが重要である。
- 処理業者の情報を公表することのメリットを明らかにする必要がある。
- 財務状況に関する情報についても報告を求めるべきである。
- 処理行程に関する事項を公表することは重要である。
- 処理業者は、自主的に事業内容等を公開しながら質を高めてほしい。
- メリットは見えにくいだが、情報公表をしている企業が評価される状況を進めていくための一歩とも言える。

<「産廃処理業者情報公表制度」のイメージ図>

(平成24年4月から実施)



## ウ 違反行為に対する厳正・迅速な対応（処理業者に対する施策（継続））

### （ア）施策概要

3次計画では、処分基準を明らかにして、不適正処理を行う事業者に対しては、厳正かつ迅速に対応することとしている。

市は、本協議会における意見も踏まえ、以下の①～③を内容とする「産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の方針」を平成24年3月に作成し、公表した。

- ① 行政指導で法の目的を達成できない場合は、環境省通知（平成23年3月15日付け環産廃第10310002号）に基づき厳正に行政処分を行うこと。
- ② 違反行為の態様によっては、環境省通知に掲げる行政処分の内容を加重し、又は軽減して適用することがあること。
- ③ 行政処分を行った場合は、当該行政処分に係る情報を公表すること。

同方針には、方針を公表する目的が違反行為を未然に防止し、産業廃棄物処理に対する社会的信頼を確保することであることも明記されており、また、行政処分の例などについても具体的に示されている。

### （イ）主な意見

- 環境省通知がある中で、市に認められる裁量の幅は大きくないのではないかと。
- 処分内容の公平性を確保することが重要である。
- 行政処分の内容を公表する際には、具体的な理由を併せて明示すべきである。

## エ 3Rや適正処理に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設（排出事業者に対する施策（新規））

### （ア）施策概要

3次計画では、標記の制度を創設し、排出事業者の3Rや適正処理のインセンティブを高めるため、一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表することとしている。

平成25年度の制度実施に向けて、平成24年度の協議会でも引き続き協議を行う。

### （イ）主な意見

- 認証を受けることによるメリットを考えてほしい。
- 他制度との連携の在り方についても検討する必要がある。

### 3 平成23年度協議会委員名簿

氏名	役職等
岩田 隆 <small>いわた たかし</small>	(社) 京都府産業廃棄物協会 専務理事
越智 広志 (オブザーバー) <small>おち ひろし</small>	京都府文化環境部循環型社会推進課長
木原 強 (第3回から) <small>きはら つよし</small>	(社) 京都工業会 業務推進役
黒坂 則子 <small>くろさか のりこ</small>	同志社大学法学部 准教授
郡鴛 孝 (委員長) <small>ぐんじま たかし</small>	同志社大学経済学部 教授
高岡 昌輝 (副委員長) <small>たかおか まさき</small>	京都大学大学院工学研究科 教授
高木 英二 <small>たかぎ えいじ</small>	(社) 京都府建設業協会 京都支部 土木委員長
高橋 かつ子 <small>たかはし かつこ</small>	市民公募委員
谷口 正克 (第2回まで) <small>たにぐち まさかつ</small>	(社) 京都工業会 業務推進役
檀野 恭介 <small>だんの きょうすけ</small>	(株) 京都環境保全公社 代表取締役社長
近本 利和 <small>ちかもと としかず</small>	京都府中小企業団体中央会 事務局次長
外池 順一 <small>とりのいけ じゆんいち</small>	京都商工会議所 産業振興部 まちづくり推進担当課長
福岡 雅子 <small>ふくおか まさこ</small>	大阪工業大学工学部 准教授
細木 京子 <small>ほそき きょうこ</small>	市民公募委員

(五十音順, 敬称略)

#### 【参考資料】

- 京都市産業廃棄物3R推進協議会設置要綱